

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日

京都市長 門 川 大 作

第25条前段中「を除く」を「に限る」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局総務部法制課)